

【アメリカ】2016年対外援助の透明性と説明責任を高める法律の成立

米国では、20以上の連邦機関により年間300億ドル以上の対外援助が行われている。この援助がより効果的に行われることを目的として、2016年7月15日、P.L.114-191「2016年対外援助の透明性と説明責任を高める法律」が成立した。この法律では、大統領が、対外援助について、その目標、成果の評価指標及び監視・評価計画等を定めるガイドラインを策定し、18か月以内に連邦議会に提出すること、並びに会計検査院（GAO）が、ガイドライン提出後18か月以内にその内容を分析し、実施機関がそのガイドラインに従って自己評価を実施したか否かを評価することを定めている（第3条）。また、援助の成果が公になるように、国務省が作成する対外援助に関するサイト（ForeignAssistance.gov）について、90日以内にその構成を更新して、対象国・地域、実施機関、種類毎に援助内容が分かるようにし、さらに2年以内に新たなガイドラインに基づく各機関からの報告を掲載するように国務長官に義務付けている（第4条）。

（海外立法情報調査室・原田 圭子）

・ <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/PLAW-114publ191/pdf/PLAW-114publ191.pdf>

【アメリカ】ソフトウェアライセンス管理方針を定める法律の成立

米国では2012年3月から政府の情報技術（IT）投資の無駄や重複を排除するために、PortfolioStatという取組を開始し、2014年には、P.L.113-291「修正連邦情報技術調達改革法」を制定した。しかしながら、依然としてソフトウェアライセンス管理で無駄があるとの認識に基づき、2016年7月29日、P.L.114-210「2016年メガバイト法」（MEGABYTE Act of 2016）が成立した。この法律は、行政管理予算局（OMB）が、政府各機関の最高情報責任者（CIO）に対して包括的なソフトウェアライセンスの管理方針を策定するように指示を出すことを定めている。その指示には、①CIOが各機関のソフトウェアライセンスの総合的な目録を作成すること、②費用対効果に優れた判断ができるように、ソフトウェアの使用状況を分析すること、③ソフトウェアライセンスのライフサイクルを考慮することなどが含まれている。また、CIOは今後5年間、これらの措置によりどの程度節約できたかを毎年OMBに報告し、OMBはそれをまとめて公開することとしている。（海外立法情報調査室・原田 圭子）

・ <https://www.gpo.gov/fdsys/pkg/PLAW-114publ210/pdf/PLAW-114publ210.pdf>

【アメリカ】ドローン等の商業利用に関する連邦規則施行

P.L.112-95「2012年連邦航空局近代化及び改革法」（本誌260号（2014年6月）pp.3-15参照）に基づき定められた小型無人航空機の商業利用に関する連邦規則が2016年8月29日に施行された（最終案の提示は2015年2月（本誌263-2号（2015年5月）pp.6-7参照））。これにより、重量が55ポンド（約25kg）以下の小型機については、操作者の視界内で、日中、時速100マイル（約160km）以下、人の頭上を飛行させないなどの条件での商業利用が認められる。また全体で55ポンド以下であれば、カメラなどの機器を搭載できる。最終案からの主な変更点は、①操作時間が衝突防止の照明点灯を条件に日出30分前から日没30分後まで認められること（案では日出から日没まで）、②対地高度400フィート（約122m）（案では500フィート）まで運行可能、③操作免許は16歳以上（案では17歳以上）で取得できることである。なお、夜間又は視界外の運用については引き続き連邦航空局（FAA）への申請が必要である。

（海外立法情報調査室・原田 圭子）

・ <https://federalregister.gov/a/2016-15079>

【カナダ】犯罪被害者の権利を保護する法律

2015年4月23日、「カナダ犯罪被害者権利章典法」(2015, c.13, s.2: Canadian Victims Bill of Rights)が裁可され、成立した。同法は、全29か条から成り、全ての犯罪被害者(権利が代行される場合は配偶者等)に与えられるべき権利を定めている。犯罪被害者の権利として規定されているのは、自らが被害者となった事件の捜査状況や捜査結果について、必要とする情報を得ること(第7条)、裁判の過程で、事件をめぐる脅しや報復から免れ、又はプライバシー及び身元に関する情報漏えいから保護されること(第10条～第12条)、裁判所の命令により、加害者から損害賠償を受けること(第16条)、賠償金が支払われない場合、裁判所の命令で加害者に賠償義務を履行させること(第17条)、連邦政府機関等により、被害者としての権利が侵害された場合、異議申立てができること(第25条)などである。なお、これらの権利を行使できるのは、カナダに居住する者か、移民及び難民保護法に定めるカナダ市民又は永住者とされている(第19条)。(海外立法情報課・鈴木 滋)

・ <http://laws-lois.justice.gc.ca/PDF/C-23.7.pdf>

【カナダ】予備役兵に対する医療支援の強化

カナダでは、国防省及び国防軍から独立したオンブズマン組織(The Office of Ombudsman: 以下「国防オンブズマン」)が設置されている(1998年設置)。2016年5月、国防オンブズマンは『継続的障害を負うパートタイムの兵士』(筆者注:パートタイムの兵士とは予備役兵を意味する)と題する報告書を国防大臣に提出した。国防オンブズマンは、これまで、兵員に対する医療支援を強化していくための方策を提言してきたが、この報告書は、初めて予備役兵の医療問題に焦点を当てたものである。報告書は、現役兵と比べて、予備役兵については、医療分野での権利が十分に確保されていないとの認識を踏まえ、改善に向けた提言を行っている。提言の第1は、予備役兵が定期的に健康診断を受けられるよう、関連の規則を改正すること、第2は、予備役兵による医療サービスや関連情報へのアクセスを改善すること、第3は、予備役兵の動員解除後、フォローアップとして行われる健康管理対策を監視する枠組みを構築することである。(海外立法情報課・鈴木 滋)

・ http://www.ombudsman.forces.gc.ca/assets/OMBUDSMAN_Internet/docs/en/osi_report_en_june14.pdf

【EU】新しい対中戦略の公表

欧州委員会及びEU外務・安全保障政策上級代表は2016年6月22日、「新しい対中戦略の要素」と題する政策文書を公表した(JOIN(2016)30final)。前回の対中戦略は2006年に作成されたものであったが、中国の国際的影響力の高まりを踏まえて、EUとしての今後5年間の新たな対応方針をまとめたものである。新戦略では、EUにおける雇用創出や経済成長の観点から中国との関係強化を訴え、中でも交渉中の投資協定の早期締結を優先事項としている。研究開発分野での協力や、中国の「一帯一路」構想に対するインフラ投資にも言及した。同時に、中国の経済・金融面での改革や、法の支配、人権の尊重を引き続き求めていくことを確認し、外国企業に対する市場アクセスの改善、鉄鋼等の過剰生産に対する懸念、国家の介入による市場の歪みの是正等に言及した。外交・安全保障の分野では、テロ対策、気候変動問題、中東・アフリカ政策、ウクライナ問題などにおける協調や、東シナ海・南シナ海問題の平和的解決等に触れている。(海外立法情報課・島村 智子)

・ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:52016JC0030>

【EU】サイバーセキュリティ指令の制定

サイバーセキュリティに関する初めての EU 共通の法規制として、ネットワーク・情報システムの安全に関する指令が 2016 年 7 月 19 日に官報で公布された (Directive(EU) 2016/1148)。この指令は、各加盟国が、ネットワーク・情報システムの安全に関する国家戦略を採択し、目標、管理体制、準備・対応方針、リスク評価計画等を定めることや、セキュリティ事故対応チームを設置し、事故の監視・対応、リスクに関する警告や情報提供等を行うことを規定している。また、相互協力の促進を目的として、加盟国間の協力グループや、各国の事故対応チームの連絡組織を設置することが定められた。さらに、指令が定める分野（エネルギー、交通機関、金融取引、医療、飲料水供給、デジタル通信インフラ等）について、重要な社会経済活動を維持するために不可欠な事業者のリストを各加盟国が作成・維持し、当該事業者が安全確保のための措置を採ることや、セキュリティ事故が起きた際に担当当局に報告する義務を定めている。 (海外立法情報課・島村 智子)

・ <http://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/?uri=CELEX:32016L1148>

【EU】深海漁業規制に関する規則案

2016 年 6 月 30 日、欧州議会と EU 理事会は、深海漁業に関する規則案 (COM(2012)371final) の修正に合意した。成長が遅く乱獲の影響を受けやすい深海漁業資源を保護し、また深海の生態系を保護するという観点から、国際的にも地域的にも、深海漁業規制の取組が進められている。修正案では、大西洋北東部において水深 800 メートルより深い水域における漁業を禁止する。400 メートルより深い水域についても、脆弱な海洋生態系 (Vulnerable Marine Ecosystem) の保護に関する措置を追加し、規則で定める漁獲量の範囲内で操業を可能とすることとした。加盟国には、深海漁業に携わる漁船の情報公開や漁獲量報告の義務が課されるほか、深海の生態系に関する影響評価を実施することが求められ、これらに基づき、毎年欧州委員会が漁業可能水域を決定する。深海底引き網漁・刺網漁を行う漁船の一部においては、このような情報収集のため監視者を乗船させる必要がある。規則案は、正式な採択を経て、2016 年末の発効が目指されている。 (海外立法情報課・島村 智子)

・ http://www.europarl.europa.eu/pdfs/news/expert/infopress/20160630IPR34208/20160630IPR34208_en.pdf

【イギリス】新政権発足に伴う一部省庁の再編

EU 離脱を問う国民投票後、辞任したキャメロン前首相に替わり 2016 年 7 月 13 日に就任したテリーザ・メイ新首相は、新政権発足に当たって一部省庁を再編した。イギリスの省庁再編は、1975 年大臣法 (Ministers of the Crown Act 1975 c.26) に基づき、首相が決定して女王が制定する枢密院令 (Order in Council) によって行われる。個別立法や英議会の承認が不要であるため、総選挙や内閣改造時に比較的頻繁に再編される。メイ首相は、ビジネス・イノベーション・技能省 (BIS) とエネルギー・気候変動省を統合してビジネス・エネルギー・産業戦略省を新設した。BIS が有していた大学等の高等教育の所轄は、教育省に移管される。高等教育は、高等教育修了者の技能拡大と英国の国際競争力向上を掲げる労働党政権時代の 2007 年に、他の学校教育分野から切り離され、イノベーション・大学・技術省 (2009 年にビジネス・企業・規制改革省と統合し、BIS となる) の所轄となっていたが、今回の再編で教育省に再統合された形となる。 (海外立法情報課・田村 祐子)

・ <https://www.gov.uk/government/collections/ministerial-appointments-july-2016>

【イギリス】軍隊内の同性愛を差別する条項の撤廃

2016年5月13日に成立した2016年国防軍法（Armed Forces Act 2016 c.21）第14条によって、軍隊内で同性愛行為に及んだ者を除隊処分のできる1994年刑事司法及び公共秩序法（Criminal Justice and Public Order Act 1994 c.33）の該当条項が撤廃された。1994年法は、軍隊内の同性愛行為を犯罪とみなすこれまでの陸・海・空軍各法の条項を削除するものだった。ただし、当時の国防相が同性愛は軍務と両立しないとの立場を固持し、「同性愛行為を軍から解雇する理由にすることを妨げるものではない」という条項を付したため、同性愛行為が発覚すれば除隊されるおそれが依然としてあった。しかし、軍隊内で同性愛行為に及んだとする男性3名、女性1名を除隊させたことに対してイギリスの非を認めた1999年の欧州人権裁判所の判決を契機に、2000年には軍隊における同性愛者への差別を禁じるガイドラインが策定され、それ以降1994年法で新設された除隊条項は実質上機能していなかった。2016年国防軍法は、この除隊条項を撤廃した。（海外立法情報課・田村 祐子）

・ <http://www.legislation.gov.uk/ukpga/2016/21/section/14>

【イギリス】故人の凍結卵子をめぐる判決

60歳の女性が、死亡した娘の凍結卵子を使用して孫を産むため、保健省の下部組織であるヒトの受精及び胚研究認可局（Human Fertilisation and Embryology Authority:HFEA）に凍結卵子引渡しの認可を求めた訴訟に対し、控訴院は、2016年6月30日、女性の訴えを認める判決を下した。卵子提供者の実母が代理母として孫を産む事例はこれまでも存在したが、卵子提供者が故人であるケースは今回が初めてとなる。女性は、2011年にがんで死亡した娘の遺志を継ぐためにHFEAに凍結卵子引渡しの認可を求めたが、HFEAは娘が署名した契約書類では、死亡後の卵子提供に関する十分な同意が確認できないとして拒否したため、女性は、凍結卵子引渡しの認可を求めて2014年から訴訟を起こしていた。控訴院は、親族等の証言から娘が女性へ卵子提供する遺志があったことは明らかであり、契約書類署名時のHFEAによる娘への情報提供が不十分であったとして、女性の訴えを認め、HFEAに10万ポンド（約1360万円）の賠償命令を下した。（海外立法情報課・田村 祐子）

・ <https://www.judiciary.gov.uk/wp-content/uploads/2016/06/mr-mrs-m-v-hfea.pdf>

【フランス】選挙人名簿への登録方法の改善

2016年8月1日、フランスにおいて「選挙人名簿への登録方法を刷新する法律」が制定された。従来名簿の更新は年に1度であり、有権者数と選挙人名簿登録者数に隔たりが生じていたが、この法律により、国立統計経済研究所（INSEE）が有権者の電子的統一原簿を管理して市町村からの登録・抹消情報により最新状態を維持し、選挙に際してはこの統一原簿から選挙人名簿が抽出されることとなった。これにより、選挙の30日前まで名簿への登録が可能とされた。また、ある市町村において選挙権を得るための要件の一つである直接税の納税実績について、連続する5年という規定が2年に緩和された。他に、大統領選挙や国民議会（下院）選挙等の2回投票制の選挙において、2回の投票の間に有権者（18歳）となった者又はフランス国籍を取得した者が第2回投票に参加できる規定を設けた。なお、EU加盟国国籍を有するフランス国内居住者及び国外在住フランス人の選挙人名簿への登録に関する2件の法律も同時に制定された。（海外立法情報調査室・豊田 透）

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2016/8/1/INTX1612146L/jo/texte>

【フランス】放射性廃棄物地層処分について規定する法律の制定

原子力大国であるフランスにおいては、2006年に放射性廃棄物管理の基本方針を定めた「放射性廃棄物の持続的管理に関する計画法律」が制定され、地層処分施設の設置許可申請提出を2015年、操業開始を2025年と設定し、処分方法は「可逆性のある地層処分」でなければならないこと、申請までに必要な研究を進め、関係者や国民の意見を広く聴取すること等が定められた。以来、設置反対運動の影響もあり計画は全体に遅延したが、放射性廃棄物管理機関（ANDRA）による研究の深化や2013年の公開討論会の実施等を経て、2016年7月25日に「高レベル及び長寿命中レベル放射性廃棄物の深地層における可逆的貯蔵施設の設置形態を規定する法律」が制定された。この法律で「可逆性」について「後の世代が、段階的に貯蔵を構築・実施でき、先の世代になされた選択を再検討し方法を変更できる可能性」と定義し、設置許可申請提出は2018年に再設定された。また、設置後もまず「パイロット操業」の段階を経ることが定められた。（海外立法情報調査室・豊田 透）

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2016/7/25/DEVX1614324L/jo/texte>

【フランス】国による「創造の自由」の保障と文化財の保護

2016年7月7日、フランスにおいて「創造の自由、建築及び文化財に関する法律」が制定された。この法律は第1条に「芸術的創造は自由である」とうたい、次いでその公表・上演・展示等の自由も法で保障する。これらの規定は、主に極右政治勢力による展示会への圧力・妨害行為が近年増加している状況を踏まえ、国が法により自由を守る姿勢を明示するものである。また、創造者の権利に関わる内容として、デジタル時代の音楽業界における創作者・演奏者の権利保護を目的とした制作会社・配信会社との調停機関の設置、障害者向けの書籍の翻案等における著作権の制限、上演形態で表現される作品（演劇、パフォーマンス、曲芸等）の関係者の法的身分や雇用の強化等が規定された。一方、文化財の保護策に関連する規定として、歴史的な建造物や地区について存在する多様な保護指定の方式の統一、国の政策と地方の都市計画策定の関係の整理等、保護認定の迅速化、保護の方針や規制の明瞭化が図られた。（海外立法情報調査室・豊田 透）

・ <https://www.legifrance.gouv.fr/eli/loi/2016/7/7/MCCB1511777L/jo/texte>

【ドイツ】精神障害者の違法行為と精神病院収容処分

精神障害者が違法行為を行うと、精神病院収容の処分の対象となる。近年、収容者の数が増え、収容期間も長期化する傾向がある。しかし、これらの者が社会にとって有する危険も高まっているとの証拠はない。このため、刑法典等の改正により（BGBl. I S. 1610, 2016年8月1日施行）、精神病院収容処分に係る要件が明確化された。従来、法律では、処分の要件として「違法行為」とされていたのみであったが、裁判においては、被害者の心身を著しく害する又は重大な経済的損害を与える違法行為が基準であった。今般の改正により、判例に準拠する形で、この違法行為の程度が明文化された（刑法典第63条）。また、精神病院収容の6年経過後に、収容者が違法行為を行う危険の存否の確認が義務付けられ、危険が認められない場合には、比例原則に反するとして処分が終了することになった（同第67d条）。さらに、従来5年ごとに収容者の精神鑑定を行うものとされていたが、3年ごと、6年目以降は2年ごとの精神鑑定が義務付けられた。（海外立法情報課・渡辺 富久子）

・ BT-Drucksache 18/7244.

【ドイツ】国際テロ対策の強化

国際テロの計画の情報収集を強化するために、連邦憲法擁護庁法等の関係法律が改正された (BGBl. I S. 1818, 2016 年 7 月 30 日施行)。その概要は、次のとおりである。連邦憲法擁護庁は、国際テロの計画について情報を得るために、外国の情報機関と共同のデータベースを設置する権限を得た (連邦憲法擁護庁法第 22b 条) ほか、外国の情報機関が設置する共同のデータベースの運用に参加可能となった (同法第 22c 条)。また、連邦憲法擁護庁は、国際テロ組織との関係が疑われる満 16 歳以上の未成年者の情報をデータベースに登録することができるが、国際テロ組織の活動に参加するためにシリア等に赴く者の中には更に年少の者もいるため、満 14 歳以上の未成年者の情報の登録も可能となった (同法第 11 条)。そのほか、国境警備を行う連邦警察は国際テロ防止のために秘密捜査官を投入できること (連邦警察法第 28 条)、通信事業者に対し前払式携帯電話の顧客の本人確認を義務付けること (通信法第 111 条) などが定められた。 (海外立法情報課・渡辺 富久子)

・ BT-Drucksache 18/8702, 8917.

【ドイツ】電力市場改革のためのエネルギー事業法の改正

エネルギー転換を実施中のドイツでは、風力発電及び太陽光発電が増えているが、それらは天候に左右されやすく、また、石炭火力等の従来型発電所が経営難に陥っているなどの問題がある。環境に配慮し、経済的な電力の安定供給を確実にするために、電力市場改革としてエネルギー事業法が改正された (BGBl. I S. 1786, 一部を除き 2016 年 7 月 30 日施行)。概要は、次のとおりである。①電力価格は、競争原理に基づく市場価格とされた (第 1a 条)。②電力市場における需給調整では対応できない供給の不足に備え、送電系統運用者による戦略的予備電力の調達が定められた (第 13e 条)。これは、通常市場で供給されない電力を短時間で確保するための規定である。③二酸化炭素排出量削減のために、5 つの褐炭火力発電所の一部の発電機を順次暫定的に稼働停止し、4 年間予備電力として維持した後、完全に稼働停止すること、及び発電事業者はこのために連邦から補償金を得ることが定められた (第 13g 条)。 (海外立法情報課・渡辺 富久子)

・ BT-Drucksache 18/7317, 8915.

【ロシア】環境保護の強化に関する一連の法改正

2016 年 7 月 3 日連邦法第 254 号「ロシア連邦の個別の法令の改正について」が施行された。同法は、自然環境の保護並びに生産及び消費活動によって生じる廃棄物の取扱いに関する諸問題を改善することを目的としている。主な改正点の第 1 は、1998 年 6 月 24 日連邦法第 89 号「生産及び消費活動によって生じる廃棄物について」の改正である。従来、危険物質の収集、輸送、処理、廃棄等の許認可権限は連邦政府の行政機関のみが有していたが、今回の法改正により、天然資源省が指定するクラス 5 (環境に対する影響がほとんどない) からクラス 1 (環境が不可逆的に破壊され、回復の目途が立たない) までの全危険物の取扱いに関する許認可権限が州や地方等の連邦構成主体に付与された。第 2 に、2002 年 1 月 10 日連邦法第 7 号「環境保護について」に第 14-1 章「環境に蓄積された有害物質の除去」が新設され、新たに発生した汚染だけでなく、長期的に蓄積された汚染物質の発見、評価、登録及び除去等に関する手続が規定された。 (海外立法情報課・小泉 悠)

・ <http://kremlin.ru/acts/news/52479>

【ロシア】漁業部門への投資増大を目的とする法改正

2016年7月3日連邦法第349号「水生生物資源の漁獲高割当ての改善を目的とするロシア連邦法「漁業及び水生生物資源の保護について」及び個別のロシア連邦の法令の改正について」が施行された。同法の特徴は、漁業部門への投資を行うことを条件として、法人や個人事業主が新たに漁獲高の割当てを受けられる制度が導入された点である。具体的には、漁獲高割当てを受けようとする法人又は個人事業主は、ロシアの造船所における漁船の建造又はロシア連邦の領域内における魚若しくはその他の食品の製造工場の建設に対して出資を行う必要がある。また、この方式によって建造された漁船を使用して漁業を行う企業群は合計で全漁獲高の20%が割り当てられる。より詳細な割当て方式等については、農業省が2016年中に策定するとしている。外国企業による投資も認められていることから、農業省や極東発展省は日本に対しても投資を働きかけている。(海外立法情報課・小泉 悠)

・ <http://kremlin.ru/acts/bank/41090>

【韓国】公職者等の不正腐敗防止を目的とした法律と憲法裁判所の合憲決定

2015年3月27日、公職者等の不正腐敗防止を目的とした「不正請託及び金品等授受の禁止に関する法律」(通称「金英蘭(キム・ヨンラン)法」)が制定され、贈収賄に対する規制が強化された(本誌263-2号(2015年5月)pp.16-17参照)。同法には、不正請託を禁止し、一定金額以上の金品等の授受を処罰する規定が設けられたが、①私立学校関係者及び民間報道機関関係者を公職者等に含めて規制の対象としたこと、②配偶者の金品等の授受を知った公職者等に対し、所属機関長への報告義務を課したこと、③不正請託等の用語の意味が明確でないこと、④処罰対象とならない金額の上限を大統領令に委任したことについて違憲の疑いがあるとして、大韓弁護士協会等が憲法裁判所に憲法訴願審判請求を行った。報道では、一部の争点について違憲決定が下され、関係条項が無効になる可能性も指摘されていたが、2016年7月28日、憲法裁判所は争点事項をいずれも合憲として請求を退けた。同法は予定どおり同年9月28日に施行された。(海外立法情報課・藤原 夏人)

・ <http://www.ccourt.go.kr/cckhome/comn/event/eventSearchTotalInfo.do?changeEventNo=2015%ED%97%8C%EB%A7%88236&viewType=3&searchType=1>

【韓国】食品表示に係る法改正

2016年2月3日、食品衛生法が改正され、遺伝子組換え食品等に係る表示義務が強化された(同表示義務の強化に係る改正条項は2017年2月4日施行)。これまでは、遺伝子組換え農産物等を主要原材料として製造・加工した食品等に限り表示が義務付けられていたが、今回の法改正により、原材料の割合に関係なく表示が義務付けられた。その一方で、製造・加工後に遺伝子組換えDNA又は組換えタンパク質が残っている場合に限るとのただし書が付された。また、2016年5月29日、「子ども食生活安全管理特別法」(以下「特別法」)が改正され、アレルギー誘発物質(以下「誘発物質」)の表示義務が強化された(2017年5月30日施行)。加工食品の誘発物質については、既に食品衛生法の規定により、食品医薬品安全処が告示する表示基準に基づく表示が義務付けられていたが、特別法の改正により、調理を行うファーストフード店等の事業者に対しても、同処の表示基準に基づく誘発物質の表示が義務付けられた。(海外立法情報課・藤原 夏人)

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_F1L5Y1Z1U2P5Q2E2W0Q7P3V5V6M7S5

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_H1F3J0O3P1F5G1H7G4Y5W4Q7K8Q2X1

【韓国】人文学及び人文精神文化の振興に関する法律

2015年12月に教育部（部は省に相当）が公表した高等教育機関卒業者の就業統計によると、人文系卒業者の就業率は全専攻分野の中で最低の57.3%であった（2014年末現在）。近年、韓国の大学では就職率が重視され、人文系離れの傾向が強まるとともに、人文系の学部・学科の廃止が相次ぎ、入学定員の減少が続いている。「科学技術基本法」を始めとする様々な法律で支援されている自然科学に比べ、人文科学の公的支援に係る法整備は遅れていたが、2016年2月3日、人文科学の振興を図り、創造的な人材の育成や生活の質の向上に資することを目的に「人文学及び人文精神文化の振興に関する法律」が制定された（同年8月4日施行）。同法では、教育部長官及び文化体育観光部長官（以下「両長官」）の下に審議会を設置し、両長官が5年ごとに審議会の審議を経て人文科学振興のための基本計画を策定することが規定されるとともに、国及び地方公共団体による人文科学の研究活動支援、専門人材の養成等に関する事項も規定された。（海外立法情報課・藤原 夏人）

・ http://likms.assembly.go.kr/bill/billDetail.do?billId=PRC_S1Q5L1R2N0D4I1Z8M1M6E4Y7E1G3R7

【中国】裁判官・検察官の独立性確保

中国において司法権の独立は、憲法において定められ、裁判官法、検察官法等にも関連規定がある。しかし実際には、司法権の行使に対して、行政機関、各種団体、個人等から干渉や圧力が加えられることが少なくない。裁判官や検察官は、法に基づく職責を果たすに当たって、免職、降格等の身分上の不利益のほか、傷害等の身体的被害のリスクにも直面している。このような状況を是正し、司法の公正を維持し、「法に基づく国家統治」の推進を一層加速するため、2016年7月21日、「司法要員による法に基づく法定職責の履行を保護する規定」（2016年7月28日中国共産党中央弁公庁・国務院弁公庁発出）が施行された。同規定には、①裁判官・検察官は司法の公正を阻害するいかなる要求も拒否できる、②いかなる組織・個人も裁判官・検察官に対し法定職責の範囲外の業務への従事を求めてはならない、③法定手続を経ることなく裁判官・検察官を処分してはならないなどの内容が含まれている。（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ http://www.gov.cn/xinwen/2016-07/28/content_5095613.htm

【中国】税関査察条例の改正

輸出入業者に対する税関の査察について定める税関査察条例（1997年1月3日施行）が改正され、2016年6月19日に公布、同年10月1日から施行された。2015年における中国の貨物輸出入総額は約25兆元（約390兆円）、輸出入業務に従事する登録企業は約84万社に上り、いずれも1998年の10倍近くまで増加している。同条例の改正は、業務量が急増する中で税関の輸出入業者に対する監督・管理を強化するとともに、査察制度の合理化と手続の簡素化を図り、輸出入業者の利便性を高めることを目的としている。①査察の結論の根拠の明示を義務化すること、②査察活動の便宜のため関連業界等からの情報入手を可能とすること、③会計・税務等の第三者専門機関による査察活動への協力を可能とすること、④自主的な修正申告を行った業者に対する処罰を軽減すること、⑤電子データを査察における押収対象に加えること、⑥罰則については過料を引き上げ刑事責任の追及も行うことなどが改正の主な内容である。（海外立法情報調査室・岡村 志嘉子）

・ <http://www.chinalaw.gov.cn/article/fgkd/xfg/xzfg/201607/20160700481235.shtml>

【台湾】文化遺産保存法の改正

文化遺産の保護・管理等について定める台湾の文化遺産保存法は、1982年の制定以来2011年まで計6回改正が行われ、条数も制定当初の全61か条から全104か条まで増加し、規定内容が拡充されてきた。2016年7月12日、立法院において7回目の同法改正が行われ、全113か条から成る改正法が同月27日に公布・施行された。今回の改正では、ユネスコの無形文化遺産保護条約にのっとり、無形文化遺産の種別とその定義が明確に規定され、先住民文化を含む無形文化遺産の保存・保護を一層強化するための諸規定が新設された。また、文化遺産の保存・保護に関する教育を学校教育の場で行うこと、完成から50年を経た公有建造物の処分の際に文化的資産価値の評価を義務付けること、史跡・景観等の保存計画策定において地域住民の参画を必須とすること、遺跡所在地の土地所有権の移転に関して主管官庁への事前通知義務を課し、それが私有地である場合、主管官庁に優先購入権を認めることなどの規定も新たに盛り込まれた。(海外立法情報調査室・岡村 志嘉子)

・ <http://lis.ly.gov.tw/lcggi/ttspdf2?7257:13-44>

【オーストラリア】上院議員選挙の結果確定

2016年8月4日、複雑な選挙制度のため公表が遅れていた上院議員選挙結果が確定した。各政党の議席の内訳は、保守連合30(33)、労働党26(25)、緑の党9(10)、小政党11(8)である(括弧内は選挙前の議席数)。通常の半数改選ではなく上院解散により全議席を改選することで、与党の保守連合が上院議席の過半数に満たない状況を打破しようとした政権にとっては、厳しい結果となった。小政党の中では、イスラム教徒排斥等を掲げるワン・ネーション党が4議席を獲得して大きく躍進した。以上の結果、政権は上院で法案を通過させるために、左派(緑の党)と右派(ワン・ネーション党等)の両者と交渉しなければならず、中間派の影響力の拡大とともに、政権の深刻な弱体化がもたらされている(*The Sydney Morning Herald*, August 5, 2016, p.1.)。なお、上院議員の任期は6年で、通常は半数が3年ごとに改選されるため、上院の決定に基づき、州ごとに得票順に上位半数の当選者が任期6年とされ、下位半数の当選者は任期3年と定められた。(海外立法情報課・芦田 淳)

・ http://www.aph.gov.au/About_Parliament/Senate

【オーストラリア】同性婚に関する諮問的国民投票への野党側の対応

2016年7月の連邦議会選挙以前から、ターンブル(Malcolm Turnbull)首相は、同性婚を法律化する前提として、国民投票(plebiscite)の実施が必須であると主張している。これに対して、緑の党ディ・ナターレ(Richard Di Natale)党首は、婚姻の平等という人権に関わる問題を投票の対象とすべきではなく、投票の実施はむしろ同性愛への嫌悪を引き起こすとして反対の姿勢を明らかにした。この姿勢は、野党労働党にも影響を与えており、同党のショーテン(Bill Shorten)党首は、国民投票が同性婚に反対するための時間稼ぎの戦略であると述べた。国民投票の実施には、新たな法律制定を要し、また、当該法律(案)を可決するために両院で過半数の議席が必要である。しかし、上院において、緑の党と労働党の議席(合計35議席)に、国民投票法案に反対の姿勢を示す小政党の議席(4議席程度)を加えれば、反対派が過半数の議席(39議席)を占めることが可能となり、国民投票の実施と同性婚の法律化は現状において困難な情勢となった。(海外立法情報課・芦田 淳)

・ *The Sydney Morning Herald*, August 27-28, 2016, p.14.

【オーストラリア】労使裁定の見直し一年次有給休暇の換金制度導入—

2016年7月、公正労働委員会（Fair Work Commission）は、12か月ごとに2週間までの年次有給休暇（annual leave）を換金可能とする決定を行った。オーストラリアでは、業界や職業ごとに最低労働条件が労使裁定（awards）によって定められており、公正労働委員会は、一定期間ごとに当該裁定を見直す権能を有している。今回の決定も、複数の労使裁定の見直しに基づくもので、200万人以上の労働者に影響があると報道されている。換金に当たっては、換金後に4週間以上の年次有給休暇が残っていること、雇用者との間で署名を付した書面による同意があることとの条件が付されている。この決定は、同年7月29日から適用されている。なお、公正労働委員会は、労使裁定の見直しに際して、このほか、年次有給休暇を過度に繰り越した被用者に対して雇用者が休暇を命じることを可能とする等の見直しも行っている。過度と見なされるのは、8週間（看護師等の交代勤務労働者については10週間）以上の当該休暇を繰り越した場合である。（海外立法情報課・芦田 淳）

・ <https://www.fairwork.gov.au/leave/annual-leave/cashing-out-annual-leave>

【シンガポール】法廷侮辱罪に関する法律の制定

2016年8月15日、司法運営（保護）法（Administration of Justice (Protection) Act : No. 23/2016）が国会で可決され、従来は判例法に基づき処罰されていた法廷侮辱罪に関する法律が整備された。同法では、①審理中の公判の内容を誹謗する言説を公表し、審理の進行を妨害すること、②結審後の判決内容を誹謗する言説を公表すること、③法廷の命令等に服従しないことを、法廷侮辱罪に当たる主な行為として規定し、最高裁判所に関連した罪に問われた場合には最大で10万シンガポールドル（約740万円）又は3年以下の懲役が科される。同法では、言説の内容が「公正かつ正確」である限りにおいては処罰の対象にならないと規定されているが（第14, 15条）、報道機関や人権団体などからは、その基準が曖昧であり、法廷に関する言論が制限されるおそれがあるとの批判がなされている。

（海外立法情報課・南波 聖太郎）

・ <http://www.straitstimes.com/politics/contempt-of-court-bill-passed-after-seven-hour-debate>

・ [http://www.parliament.gov.sg/sites/default/files/Administration%20of%20Justice%20\(Protection\)%20Bill%2023-2016.pdf](http://www.parliament.gov.sg/sites/default/files/Administration%20of%20Justice%20(Protection)%20Bill%2023-2016.pdf)

【タイ】新憲法草案、国民投票で承認

2016年8月7日、新憲法草案の賛否を問う国民投票が行われ、賛成多数で草案が承認された。憲法草案は、上院の定数を50名増員して上・下両院の3分の1を占める250人とし、それを軍が任命することを認めるものであった。国民投票では、憲法草案の是非と併せ、新憲法発効後5年間の限定的措置として上院の首相任命への関与を認めるか否かが「付則質問」として問われ、賛成多数で認められた。この結果、軍が上院を通じて首相任命に関与する可能性が高まった。「付則質問」の法的根拠は不透明であったが、憲法起草委員会は上院の首相任命権を容認する形で憲法草案を再度修正し、8月末に憲法裁判所へ提出した。憲法裁判所での審議の後、国王の承認を経て、新憲法が公布される。最終的な憲法の内容により、次期首相の任命に軍がどの程度関与するのかが定まる。現政権は2017年末までに必要な法改正を完了し、新憲法下での最初の総選挙を実施したい考えである。

（海外立法情報課・南波 聖太郎）

・ <http://www.bangkokpost.com/news/politics/1080688/cdc-mulls-party-law-sidelines-ec-proposal>

・ <http://www.bangkokpost.com/news/politics/1079964/court-to-hear-draft-amendment-arguments>